

仕様書

令和6年8月1日
公益財団法人日本台湾交流協会
貿易経済部

1. 件名

「台湾当局や企業における CBAM 対策を中心とした気候変動対策の対応に関する調査」

2. 事業の背景・目的

台湾当局は、2050年までに台湾のカーボンニュートラル実現を表明しており、2022年3月に「2050年ネットゼロ排出ロードマップ」を発表するとともに、2023年2月に同ロードマップを遂行するための「気候変動対処法」を公布し、気候変動対策への取り組みを推進しているところである。

そのような状況において、製造業界全体での脱炭素への対応が急務であり、サプライチェーン全体に脱炭素化のプレッシャーが幅広く波及することが予想されるため、日本の製造業界においても、台湾は第3位の貿易相手であるとともに進出企業の4割を占めるとされていることから、適切な対応ができるような情報の整備が必要となっている。

そこで、炭素税の徴収や温暖化ガス排出量取引所の運営をはじめとした台湾当局におけるこれまでの気候変動対策の変遷と、企業の対応を整理するとともに、近年 EU で導入され、英国等でも今後導入が見込まれる炭素国境調整措置 (CBAM) や米国等の気候変動関連政策についての対応状況等を調査することで、台湾進出日系企業へカーボンニュートラルに関する示唆を与えるとともに、今後、日本企業が台湾参入及び台湾企業との取引を検討する際の一助になることを目的とする。

3. 事業の内容

上記目的を達成するため、以下の項目の調査等を実施する。

調査項目 1 台湾の気候変動対策変遷の調査

- (1) 1990 年ごろからの台湾当局の気候変動対策にかかる対応の変遷を整理し、とりまとめること
- (2) 現在の脱炭素に関する台湾のトレンド・潮流について（温暖化ガス排出量取引所（2023 年）や炭素税徴収（2025 年）等を含む）について言及すること
- (3) 上記気候変動対策によって、これまでに企業がどのような対応を求めら

れてきたか調査し、内容をとりまとめること。

調査項目 2 台湾企業及び台湾進出日系企業の脱炭素化取組状況及び課題の調査

- (1) 台湾企業及び台湾進出日系企業における現在の脱炭素化にかかる取組について、企業へのヒアリングやデスクトップ調査により現状や課題を調査し、内容をとりまとめること。
- (2) 台湾企業の調査業種としては、下記調査項目 3 に関連して EU・英国における CBAM や米国等の気候変動関連施策による影響が大きい業種や日本企業との相関性が高い業種に比重を置くこと。

調査項目 3 EU・英国の CBAM や米国等の気候変動関連政策に対する台湾当局及び企業の対応状況と影響の調査

- (1) 諸外国の気候変動関連政策が台湾に与える影響と、それによって台湾当局がどのような措置をとっているか（とるようになるか）について、当局や関係機関等のプレイヤー構成を明らかにしながら記載すること。
- (2) それに伴って台湾企業や台湾進出日系企業にどのような影響があるかヒアリングするとともに、どのような対応をとるかを調査すること。
- (3) 台湾において（欧米諸国の気候変動対策への対応や総統直属の委員会として設置された「国家気候変動対策委員会」での議論の動向等を含め）カーボンニュートラルへの対応が進むことで、日本にどのような影響があるか調査すること。また、日本企業が取り入れることができる台湾企業の先進事例等があれば、分析の上、とりまとめること。

調査項目 4 台湾市場参入及び台湾企業との取引における日本企業の機会と留意点

- (1) 各国の気候変動対策関連政策により、サプライチェーン全体のカーボンニュートラルに向けた対応が求められる中で、日本企業における台湾市場への参入や台湾企業との取引を行う際の留意点を明らかにすること。
- (2) 上記調査項目 1～3 の調査結果を整理、分析することにより、日本企業における台湾市場への参入や台湾企業との取引を行う際の強みやポテンシャルを明らかにするとともに、日本・台湾双方の企業が win-win の関係となる様な連携モデル構築の可能性についても言及すること。

4. 実施方法

- (1) デスクトップ調査

先行研究に加え、日本・台湾・それ以外の公的・民間機関の調査報告書やデータベース、事業者のホームページ等で発表されている公開情報等の調査により現状や実態等を把握する。

(2) 企業及び関係機関等へのヒアリング調査

調査において必要な情報収集のため、台湾当局、大手企業の経営陣や学界有識者などにヒアリング調査を行う（オンラインも可。30機関程度を想定）。ヒアリングに必要な資料、質問事項は概要につき公益財団法人日本台湾交流協会（以下、「当協会」と言う。）と事前に相談し、了解を得た上で、日本語、英語または中国語で作成しておくこと。

なお、受託者が海外に有する関係会社や協力会社等を通じての実施が望ましい。

(3) 調査報告書

本事業の実施結果を報告書に取りまとめるほか、収集資料のリスト化を行うこと。

(4) 諸条件

4. (1) から (3) の実施にあたっては、事前に当協会と協議し、ヒアリング結果、事業の進捗、報告書のとりまとめ方法等について定期的に調整・共有すること。

効果的な調査を行うため、必要に応じて、海外渡航及び国内ないしは域内での出張（招へい）を行うこと。（当該用務で生じる経費は委託料に含むこと）

(5) その他

- ・ 事業期間中、当協会から指示があった場合は、既に電子媒体化したデータ及び分析結果の全部または一部を抽出し、速やかに提出すること。
- ・ 委託契約締結日から委託契約終了日までの間、必要に応じて当協会と打ち合わせを行うこと（オンライン可）。
- ・ 各業務の実施にあたっては、当協会と密に連携をとり、協議の上で行うこと。また、調査の進捗状況は随時報告し、不明な点は当協会の指示を仰ぐこと。

5. 実施期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

6. 提出物

契約書に記載のある所定書類以外の提出物は以下のとおり。

(1) 調査報告書

調査報告書および調査で得られた元データを納入すること。

調査報告書については、PDF 形式に加え、機械判読可能な形式（Word 形式等）のファイルも納入すること。オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、当協会以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、報告書内に出典を明記すること。

調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「EXCEL 等データ」という。）については、EXCEL 形式等により納入すること。公開可能かつ二次利用可能な EXCEL 等データが複数ファイルにわたる場合、可能な限り限られた数のフォルダに格納した上で納入すること。

（２）報告書概要

調査報告書についてはレポート形式（word・容量不問）で作成するとともに、サマライズ版（30 スライド程度）を PDF 形式及び機械判読可能な形式（PowerPoint 形式等）で納入すること。

7. 提出方法・期限

提出期限：令和 7 年 2 月 28 日（金）

提出先：当協会東京本部貿易経済部

提出方法：提出物一式を電子媒体（CD-R 等）1 件（コピー可能なもの）、または当協会がダウンロード可能なクラウド等で提出

8. 事業予定

事業期間中における想定スケジュールは以下のとおり。

令和 6 年 8～9 月 当協会との契約、調査開始

令和 6 年 11 月 中間報告会

令和 7 年 1 月 報告書の取りまとめ、案の提示

令和 7 年 2 月 最終報告会、報告書提出

令和 7 年 3 月中旬 確定検査

9. 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和 5 年度版）」に規定された対策を講じるものとする。

10. 情報管理体制

（１）受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を

確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」を、提案書に含めるなどして契約前に提出すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

（２）本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、当協会の承認を得た場合は、この限りではない。

（３）（１）の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め当協会へ届出を行い、同意を得なければならない。

1 1. 履行完了後の情報の取扱い

当協会及び国から提供した資料又は当協会及び国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、当協会担当者の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

1 2. 業務委託料の支払い

委託料は、全委託業務完了後、当協会が提出を受けた「業務完了報告書」の検収を行い、合格した後に契約書に基づき請求できるものとする。当協会は、請求書を受領した日から30日以内に、その請求額を受託者の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払うものとする。

1 3. 問い合わせ先

公益財団法人日本台湾交流協会東京本部貿易経済部（担当：荒畑、植田、芝田）

電話 03-5573-2607

E-mail bokei-k1@k1.koryu.or.jp